

長崎県__スライド条項に関する説明会__Q & A

項目	No,	Q	A
インフレスライド	No, 1	インフレスライドの手続きの中で様式2-2残工事確認書というのがあるのですが、一番下にお互いの印鑑を押す箇所があり、その部分に検査指導幹等氏名・現場代理人氏名とあるが、なぜ検査指導幹でないといけないのか、監督職員や課長ではダメなのか？現場代理人についても会社の代表者ではないのか？	様式の押印部に「検査指導幹等」としているのは、請負金額の増減に関わることなので、検査指導幹が望ましいと考えるが、基準日より前に出来形の確認が必要であり、請求日から時間がないことから、担当課長または担当班長でも可としている。
	No, 2	上記の様式名が残工事確認書となっているが、出来高確認書ではないのか？出来高確認ならば検査指導幹として立会・確認をする必要があるが、残工事確認書なら監督職員でいいのでは？	残工事確認時には、出来高検査のように金額の支払が生じないため、出来高確認ではありません。 発注者側の立会者については、No,1の回答と同様。
	No, 3	工場製作品以外の一般的な材料の出来形について、材料の購入状況まで確認が必要か。	現場搬入材料については出来形数量として取り扱うこととなっているが、現場未搬入材料は出来形数量の対象とはならないので確認は不要。
	No, 4	余裕期間制度を活用した場合、インフレスライドの請求は契約日からか、もしくは工期開始日からか、どの時点でも可能か？	請求様式に実工期を記入するため、工期開始日以降の請求と考えている。
	No, 5	インフレ基準日の設定はどのように設定する？	県の積算単価が上昇した場合になる。
	No, 6	インフレスライドは施工パッケージの資材単価も対象となるか	施工パッケージの資材単価もインフレスライドの対象になる。
単品スライド	No, 7	250万円以上を対象にしている理由は？	県では、250万円以上の工事において契約書を交わすため。 ※契約書にスライド条項についての記載あり。
	No, 8	特別調査や見積単価も単品スライドの対象になるか？	特別調査や見積単価も単品スライドの対象になる。

単品スライド

No, 9	残土処分の単価は単品スライド対象となるか。	残土処分単価は資材ではないため、単品スライドの適用の対象外となることから、通常的设计変更の対象となる。
No, 10	説明資料「P7 単品スライド条項の対象数量について」の市場単価でも材料費が分離できるものは設計数量として扱うとあるが、逆に分離できないのは何か。	主な資材ではなく、機械を使用する際の燃料油など。
No, 11	受注者より県積算単価ではなく実際の購入金額によるスライド額算出の申し出があった場合、様式などはあるか。	受注者より県積算単価ではなく実際の購入金額によるスライド額算出の申し出をする場合の様式はないので、受注者からの必要書類の提出をもって、申し出があったと判断してよい。
No, 12	説明資料P4の購入金額の確認「第1段階」において、妥当性の確認の具体的な手法は？	対象資材の取引が多いメーカー等に聞き取りして妥当性を確認することを想定している。
No, 13	説明資料「P4 実際の購入金額の確認フロー」第2段階1)~3)は、すべて実施しないとイケないのか？	妥当性の確認をするため、実施する必要がある。
No, 14	受注者より県積算単価ではなく実際の購入金額によるスライド額算出の申し出時に受注者より提出された見積りが実際の購入金額よりも安価だった場合はどの単価を用いるのか。	受注者より提出された見積りが実際の購入金額よりも安価だった場合は、価格変動後の県積算単価を採用することとなる。
No, 15	単品スライドを請求後、さらに県積算単価が変動した場合は、どの単価になるのか。	工期内に複数回、対象資材が価格変動が生じた場合は、実際の購入月毎に県積算単価（各単価期）を反映させ加重平均して算出することとなる。

単品スライド

No, 16	購入単価が2回上昇した場合、どちらを採用すべきか？	「購入数量×単価」の加重平均で求める。また、長崎単価が上昇しなくとも条件が整えば購入単価の採用は可能。
No, 17	エクセル様式「単品スライド金額算定表」の最新設計金額とは何か。また、どうやって算出するのか。	エクセル様式「単品スライド金額算定表」の最新設計金額とは落札率を乗じない最終の金額である。また、算出は発注者が行い記入するので、受注者は記入不要。なお、名称を最終変更設計金額に変更している。
No, 18	工期末の2ヶ月以上前であれば、当初設計にない追加資材も単品スライドの対象となるのか。	追加資材を指示した月の県積算単価から、価格が著しく変動した場合も単品スライドの対象となる。
No, 19	単品スライド条項のマニュアル「5. その他の留意事項(4) 最終設計変更数量等の提出期限」で工期末の45日以上前までに発注者へ提出することとなっているが、やむを得ない事情により設計変更数量が確定しない場合等は、この限りではないとはどういう場合か。	工期末の45日以内になっても、発注者から明確な変更指示がなく、最終設計が確定しない場合などを想定している。
No, 20	建築工事で単品スライドを請求したい場合は、品目の分類をどう考えればよいか。例として、窓のアルミサッシを上げたい時、鋼材として含めてよいか、建具などと分類すべきなのか。	令和4年9月に改定した単品スライドのマニュアルの適用範囲は土木工事であるため、建築工事は建築課が相談窓口となる。